

事務連絡
平成18年2月21日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、輸入者による自主検査の結果、フランス産りんごジュースにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入される下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

- 1 対象食品
フランス産りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁
- 2 検査項目
パツリン

（参考）違反事例

1. 品名：りんごジュース
2. 生産国：フランス
3. 製造者：BEUCHER MICHEL FRANCISIS
4. 検査結果：パツリン 0.076ppm 検出（基準値 0.050ppm）
5. 検疫所：横浜検疫所
(届出受付番号：第29102137720号1欄)